

病床数適正化支援事業 Q&A (3/5時点)

No	質問	回答
1	非稼働病床や休床中の病床は対象になるのか。	対象となります。
2	地域医療調整会議の合意の有無を求めているが、配分額に影響するのか。	地域医療構想調整会議の合意の有無については、配分額の調整に用いるものではなく、地域医療介護総合確保基金との併給を確認するためのものです。
3	病床稼働率を求めているが計算方法を示して頂きたい。	<p>本事業（活用意向調査）の病床稼働率の計算方法については、次のとおりとします。</p> <p>・直近3か月間（※）の「（在院患者数＋退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数×3か月の日数）」により計算してください。</p> <p>※今後削減予定の場合：令和6年11月、12月、令和7年1月の3か月間。 すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間（例えば令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月、11月、12月）</p>
4	「生産性向上・職場環境整備等支援事業」との併給は可能か。	併給は可能です。
5	事業計画（活用意向調査）の提出後、給付金の支給額が当初の申請どおりに支給されない場合、提出した事業計画（活用意向調査）どおりに病床削減を実施しなくてもよいか。	事業計画（活用意向調査）から実際の病床削減数が下回るのはやむを得ませんが、事業計画（活用意向調査）を実際の病床削減数が上回る変更は認められません。
6	令和7年10月以降に廃院する場合でも対象になるのか。	本事業は、今後も入院医療を継続することを前提として、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して支援を行うものであるため、10月1日以降に廃院を予定している場合は対象外となります。
7	病床削減とは医療法上における、病院の開設許可事項一部変更届と記載があるが、例えば病室を違う用途に使う際の届出は病院開設許可(届出)事項一部変更使用許可申請書が必要になるが、9月までとはどこまで終わっていればよいのか。	<p>令和7年9月末までに実際に病床数を減少させることが必要となります。</p> <p>例えば病室の病床数を減少させようとするときは、「届出」となりますが、その場合には、9月末までに、実際に病床数を削減させる必要があります。</p> <p>一方、用途変更に伴う病床数を減少させようとするときは、「許可」が必要となりますが、その場合には、病床の減少に係る許可の申請を行った上で、9月末までに、当該許可を受ける必要があります。</p>

8	有床診療所について、平成19年1月1日より前に設置された病床についても給付金の対象となるのか。	給付金の対象となります。
9	削減した病床数の算定にあたっては、「産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）」は除くこととされているが、産科部門の病床でも分娩に用いていない病床等も算定から除く必要があるか。	産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象として差し支えありません。
10	事業計画（活用意向調査）における「令和7年度他の補助金等での収入見込み額」欄について、「経営支援を目的とした他の補助金等」とあるが、具体的にはどのようなものが該当するのか。	例えば、内閣府の「重点支援地方交付金」や都道府県において独自に病院等の経営支援を目的とした補助金等が該当します。
11	今後、事業譲渡を行う予定がある場合は、対象外となるという理解でよいか。	対象外となります。
12	質問No.3で病床稼働率の計算方法が示されているが、そのうち「病院または診療所全体の病床数」について、休棟・休床等も含む病院又は診療所全体の許可病床数ということか。 （参考）2/27付けのQA回答 本事業（活用意向調査）の病床稼働率の計算方法については、次のとおりとします。 ・直近3か月間（※）の「（在院患者数＋退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数×3か月の日数）」により計算してください。 ※今後削減予定の場合：令和6年11月、12月、令和7年1月の3か月間。 ※すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間（例えば令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月、11月、12月）	問い合わせのとおり休棟・休床等も含む病院又は診療所全体の許可病床数になります。
13	本事業における稼働病床数の定義について、ご教示いただきたい。	本事業における稼働病床数は、「許可病床数－休棟中の病棟の病床数」とします。
14	病院から有床診療所への転換に伴い、病床削減を実施した場合は対象となるか。	対象となります。